

# 富田林市道路占用許可基準

平成12年4月

富田林市

## 1、許可方針

道路は、自動車や歩行者などの一般交通の用に供するだけでなく、現代生活に欠かせない上下水道・電気・通信・ガスなどの公益施設をはじめ多様な物件・施設を収容する空間として利用されているが、これらの占用物件・施設は公共・公益性と十分な安全性とを備えていなければならない、なにより一般交通の著しい支障となるものであってはならない。

よって社会生活上、真に必要なもののみこの基準に基づき道路占用を許可するものとする。

## 2、一般的許可基準

### 1、 占用物件の一般的許可基準

- ・ 道路の敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること。
- ・ 道路の通行を著しく阻害しないものであること。
- ・ 道路法第32条各号に掲げられた工作物、物件又は施設であること。

### 2、 地上占用物件の一般的許可基準

- ・ 相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・ 設置場所、構造及び色彩等は、一般の通行のほか信号機、道路標識、カーブミラー、区画線及び道路標示の効用を妨げないものであり、かつ、消防等緊急活動の支障とならないものであること。

### 3、 地下占用物件の一般的許可基準

- ・ 堅固で耐久力を有するとともに、道路又は他の占用物件の構造に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・ 埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。
- ・ 下水施設を除く地下埋設物は工事施行上又は保安上支障のない限り相互に接近させ、可能な限り一方の路端に寄せて設置すること。

### 4、 占用物件の一般的施行基準

- ・ 占用工事は富田林市道路占用工事施行規則のほか道路管理者の指示に従うこと。
- ・ 河川・水路等の兼用工作物又は道路管理者以外の権利者等が存する道路において、権利者等との協議又は許可を必要とする場合はこれに従うこと。
- ・ 占用工事について道路管理者及び他の占用者と十分な協議を行い、繰り返し掘削等の防止に努めること。
- ・ 地上占用物等は隣接住宅等の支障とならないよう調整を行い、隣接住民等の理解を得るよう努めること。
- ・ 舗装後3年(簡易舗装においては1年)を経過しない道路での占用工事は許可しない。但し上下水道及びガス等の生活必要施設についてやむを得ぬ理由がある場合、又は緊急工事についてはこの限りではない。

### 5、 占用物件の一般的管理基準

- ・ 占用物件は占用許可を受けた者が自らの費用と責任により管理しなければならない。
- ・ 占用料は富田林市道路占用料条例により、道路管理者の指示する期日までに納付すること。
- ・ 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、又は道路管理上支障となった場合は、道路管理者の指示に従い、占用許可を受けた者が自らの費用負担により占用物件を改築、移転、除却その他必要な措置をとらなければならない。
- ・ 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行う場合、又は道路管理上支障となった場合で、占用(二次占用)物件が添架されている柱類等の工作物(一次占用)の改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、占用(二次占用)許可を受けた者が自らの費用負担により占用物を改築、移転、除却その他必要な措置をとらなければならない。
- ・ 占用期間が満了した場合は占用許可を受けた者が自らの費用負担により占用物を除却しなければならない。なお、占用期間が満了した後も継続して占用しようとする場合は、占用期間が満了する1ヵ月前までに更新申請し許可を受けること。

## 3、附則

- ・ この基準は平成12年4月3日以後の占用申請に適用する。
- ・ この基準の適用以前に占用申請し設置している物件で、この基準に適合しない物件は、占用許可を受けた者の受忍限度内において、この基準に適合するよう努めること。

4、個別的許可基準

法第32条第1項第1号に掲げる工作物

<p><b>電柱及び電話柱</b></p>	<p><b>占用の場所</b>                      1、歩車道の区分がない道路にあっては、路端寄り(法敷のある道路にあっては法敷)に、歩車道の区別がある道路は路端寄り又は歩道上の歩車道境界線に接した位置に設けること。ただし、下記の場所への設置は原則として認めない。                      設置後の有効車道幅員が3.0m未満となる車道。                      設置後の有効平坦歩道幅員が1.2m未満となる歩道。                      駅前広場、歩行者専用道路、シンボルロード、コミュニティー道路                      その他景観に配慮した美装化道路</p> <p>2、前項において、やむを得ぬ事情により設置する必要がある場合は、スリムポール等を使用し有効幅員の確保に努めること。また同 において、やむを得ず設置する場合はカラーポール等景観に配慮したを柱等を使用すること。</p> <p>3、同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩車道の区別のない道路にあって、その対側に地上物件がある場合には、これと8m以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においてはこの限りではない。</p> <p><b>占用の態様</b>                      1、電柱等の脚ていは、路面から2.0m以上の高さに、道路に平行して設けること。                      2、支線を設置する場合は、安全標示施設を取り付けること。                      3、本柱及び支柱には貼紙防止対策を施すこと。また、交差点カーブ付近等の危険箇所では安全標示施設を取り付けること。                      4、必要最小限の大きさと占有者名を表示すること。                      5、側溝に建柱する場合は、その断面を侵さないよう、側壁に割り込んで設けること。</p> <p><b>占有期間</b>                      10年以内</p> <p><b>その他</b>                      1、重要伝統的建造物群指定区域内にあっては、文化財担当課の承諾を得ること。                      2、他の柱類に電線等を添架することができる場合は単独柱の占有は認めない。                      3、柱類に目的外施設を添架する場合は別途占有許可を得ること。                      4、二次占有者への添架承認は、道路占有許可の取得を条件とすること。                      5、添架施設については、柱類の占有許可を受けた者が適切な指導監督を行うこと。                      6、街路灯、防犯灯、カーブミラー、信号機、道路標識、住居表示板等の公共物の添架に協力すること。                      7、柱類に取付けられた不当な貼紙、看板、のぼり等の除去に努めること。</p>
<p><b>街路灯・防犯灯等</b></p>	<p><b>占用の場所</b>                      1、可能な限り他の柱類に添架すること。                      2、単独柱とする場合、歩車道の区分がない道路にあっては、路端寄り(法敷のある道路にあっては法敷)に、歩車道の区別がある道路は路端寄り又は歩道上の歩車道境界線に接した位置に設けること。ただし、下記の場所への設置は原則として認めない。                      設置後の有効車道幅員が3.0m未満となる車道。                      設置後の有効平坦歩道幅員が1.2m未満となる歩道。</p> <p><b>占用の態様</b>                      1、灯具の最下部と路面との距離は4.7m以上とすること。ただし、歩道上にあっては2.5m以上とすることができる。                      2、看板等を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさと占有者名を表示すること。</p> <p><b>占有期間</b>                      5年以内</p> <p><b>その他</b>                      1、他の柱類に添架することができる場合は、単独柱の占有は認めない。                      2、他の柱類に添架する場合は、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。                      3、地方公共団体、町会・自治会、商店会その他これらに準ずる者が地域振興又は防犯のために設けるものに限り許可することができる。</p>

<p><b>共同アンテナ柱</b></p>	<p><b>占用の場所</b>                      1、歩車道の区分がない道路にあっては、路端寄り(法敷のある道路にあっては法敷)に、歩車道の区別がある道路は路端寄り又は歩道上の歩車道境界線に接した位置に設けること。ただし、下記の場所への設置は認めない。                      設置後の有効車道幅員が3.0m未満となる車道。                      設置後の有効平坦歩道幅員が1.2m未満となる歩道。                      駅前広場、歩行者専用道路、シンボルロード、コミュニティー道路                      その他景観に配慮した美装化道路</p> <p>2、同一路線に係る共同アンテナ柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩車道の区別のない道路にあって、その対側に地上物件がある場合には、これと8m以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においてはこの限りではない。</p> <p><b>占用の態様</b>                      1、脚ていは、路面から2.0m以上の高さに、道路に平行して設けること。                      2、支線を設置する場合は、安全標示施設を取り付けること。                      3、本柱及び支柱には貼紙防止対策を施すこと。また、交差点カーブ付近等の危険箇所では安全標示施設を取り付けること。                      4、地下根入れは柱全体の長さの6分の1以上とすること。                      5、看板等を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさと占有者名を表示すること。                      6、側溝に建柱する場合は、その断面を侵さないよう、側壁に割り込んで設けること。</p> <p><b>占有期間</b>                      5年以内</p> <p><b>その他</b>                      1、電波障害対策のために、被害住民、建築物所有者、建築物管理人等により構成される非営利的団体が設けるものに限り許可することができる。                      2、他の柱類に添架することができる場合は、単独柱の占有は認めない。</p>
<p><b>電線(地上電線・地上電話線・地上通信ケーブル)</b></p>	<p><b>占用の場所</b>                      1、電線の最下部と路面との距離は5.0m以上とすること。ただし、技術上やむを得ずかつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.7m以上、歩道上においては2.5m以上とすることができる。</p> <p><b>占有期間</b>                      1、電気事業法の適用を受けるもの及び第1種電気通信事業者がその事業の用に供するものは10年以内                      2、その他のものは5年以内</p> <p><b>その他</b>                      1、標準電圧2万ボルト以上の特別高圧ケーブルは原則として地中化すること。                      2、他の柱類に添架する場合は、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。                      3、駅前広場、歩行者専用道路、シンボルロード、コミュニティー道路等景観に配慮した美装化道路を横断しないこと、やむを得ず横断する場合は原則として地中化すること。                      4、電線に所有者名またはロゴマーク等を明示すること。</p>
<p><b>有線音楽放送線、有線テレビ用ケーブル、共同アンテナ用ケーブル</b></p>	<p><b>占用の場所</b>                      1、他の柱類への添架に限る。                      2、電線等の最下部と路面との距離は5.0m以上とすること。ただし、技術上やむを得ずかつ道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.7m以上、歩道上においては2.5m以上とすることができる。</p> <p><b>占有期間</b>                      5年以内</p> <p><b>その他</b>                      1、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。                      2、電線等に所有者名またはロゴマーク等を明示すること。</p>

郵便差出箱(郵便ポスト)、公衆電話所	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、歩車道の区分がない道路にあっては原則として法敷に、歩車道の区別がある道路は歩道内の植樹帯に設けること。ただし、やむを得ない場合は設置後の有効平坦歩道幅員が2.0m以上確保できる歩道に設けることができる。</p> <p>2、街角、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器から5m以内に設けてはならない。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、公衆電話所の出入口又は扉は、道路交通に支障となるおそれのない位置に設けること。</p> <p>2、構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。なお、駅前広場、歩行者専用道路、シンボルロード、コミュニティー道路等景観に配慮した美装化道路に設置する場合は、道路管理者と協議の上、構造、色彩等を決定すること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>10年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、占用物件に取付けられた不当な貼紙、看板、のぼり、落書き等の除去及び清掃に努めること。</p>
公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機	<p><b>占用の態様</b></p> <p>1、1箇所の公衆電話ボックス内に1台のみとすること。</p> <p>2、テレホンカード自動販売機の大きさは、高さ1.42m、奥行0.25m、幅0.25m以下とすること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>10年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、占用者は、公衆電話ボックスの設置者に限る。</p> <p>2、占用料の額については、富田林市道路占用料条例別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の欄の「その他のもの」を適用し、テレホンカード自動販売機の水平投影面積により計算するものとする。</p> <p>3、テレホンカード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの規格の大型化が生じないこと。</p> <p>4、テレホンカード自動販売機は公衆電話ボックスへの二次占用とみなす。</p>
広告塔	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、広告塔は原則として、法敷又は植樹帯に設けること。</p> <p>2、やむを得ず道路部に設ける場合は路端寄りに設けること。ただし下記の場所への設置は認めない。</p> <p>設置後の有効車道幅員が4.0m未満となる道路。</p> <p>設置後の有効平坦歩道幅員が2.0m未満となる歩道。</p> <p>街角、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器から5m以内</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、構造、色彩、表示内容等は、美観風致を十分考慮したものであること。</p> <p>2、広告塔には必要最小限の大きさを表示すること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>5年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、広告塔は国又は地方公共団体が、公共又は公益上の目的で設置するものに限り許可することができる。</p> <p>2、屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。</p>

フラワーボックス	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、法敷がある道路にあっては、法敷に設けること。</p> <p>2、法敷がなく、歩車道の区別がある道路にあっては歩道上の車道寄りに設けること。この場合は、歩車道境界線から0.25mの間隔を置いて設けることとし、物件設置後、2.0m以上の有効平坦歩道幅員を確保できなければならない。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、フラワーボックスの材料は、容易に破損しないものであること。</p> <p>2、構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。</p> <p>3、看板類を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさを表示すること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>2年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、地方公共団体、町会・自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可することができる。</p> <p>2、占用許可を受けたものは、可能な限り四季を通して植栽を行うこと。</p> <p>3、植栽花き類への散水、施肥等は占用許可を受けたものの責任により行うこと。</p>
公共掲示板	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、法敷がある道路にあっては、法敷に設けること。</p> <p>2、法敷がない道路にあっては、民有地に接した場所に設けること。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、構造、色彩及び表示内容等は、美観風致を十分考慮したものであること。</p> <p>2、支柱は埋込式であること。</p> <p>3、掲示板は、道路の方向と平行に設けること。</p> <p>4、掲示事項以外の看板等を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさを表示すること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>5年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、公共団体又は町会・自治会が、公益上の目的で設けるものに限り許可することができる。</p> <p>2、屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。</p>
カーブミラー	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、可能な限り他の柱類に添架すること。</p> <p>2、原則として、路端寄り(法敷のある道路にあっては法敷)に設けること。ただし、歩車道の区別がある道路では、歩道上の車道寄り又は植樹帯に設けること。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、鏡の最下部と路面との距離は車道部においては4.7m以上とし、歩道及び路肩においては2.5m以上とすること。</p> <p>2、看板等を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさを表示すること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>5年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、他の柱類に添架することができる場合は、単独柱の占用は認めない。</p> <p>2、他の柱類に添架する場合は、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。</p> <p>3、地方公共団体、自治会、マンション管理組合、商店会、その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可することができる。</p>

<p><b>石碑、モニメント等</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障のない場所に設けることができる。  設置後の有効平坦歩道幅員が2.0m以上確保できる歩道上。  駅前広場及び歩行者専用道路においては、歩行者導線の支障となるおそれがない歩道上若しくは植樹帯。  その他交通の支障とならない場所。  2、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器から5m以内に設けてはならない。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、物件は、原則として固定式とするなど容易に移動できないものであること。  2、構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。また、信号機又は道路標識に類似したものであってはならない。  3、看板等を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさで占有者名を表示すること。</p> <p><b>占有期間</b>  5年以内</p> <p><b>その他</b>  道路の景観形成に寄与するものであって、公共団体又は公共的団体が設けるものに限り許可することができる。</p>
<p><b>ベンチ</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障のない場所に設けることができる。  設置後の有効平坦歩道幅員が2.0m以上確保できる歩道上。  駅前広場、歩行者専用道路及びバス停留所においては、歩行者導線の支障となるおそれがない歩道上若しくは植樹帯。  2、夜間でも、5ルクス程度の照度を確保できる場所であること。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、ベンチは、原則として固定式とするなど容易に移動できないものであること。  2、構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。  3、看板等を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさで占有者名を表示すること。</p> <p><b>占有期間</b>  5年以内</p> <p><b>その他</b>  1、路線バス事業者、タクシー事業者、地方公共団体、町会・自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可することができる。  2、ベンチ設置に付随するゴミ箱は原則として認めない。ただし、歩行者等の通行の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、管理が万全に行われるものに限り許可することができる。なお、申請の際には、管理規定等を添付すること。  3、占用料の額については、富田林市道路占用料条例別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の欄の「その他のもの」を適用し、ベンチ(ゴミ箱を設ける場合はそのゴミ箱を含む。)の水平投影面積により計算するものとする。</p>

<p><b>上屋</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障のない場所に設けることができる。  設置後の有効平坦歩道幅員が2.0m以上確保できる歩道上。  駅前広場内の歩道上。  その他通行の支障とならない場所。  2、支柱を歩道上の車道寄りに設ける場合は、歩車道境界線から0.25mの間隔を置いて設けること。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、歩行者等の通行の支障とならない規模及び構造であること。  2、上屋の高さは、2.5m以上とすること。  3、構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。  4、原則として、壁面を設けないこと。ただし、風雪等のため特に壁面を設ける必要があり、かつ、道路管理上支障がない場合においては、この限りではない。  5、停留所名、運行時刻表等必要事項の表示標識以外の看板類は添架しないこと。  6、バス停留所等については必要に応じ照明施設を備えること。  7、必要最小限の大きさで占有者名を表示すること。</p> <p><b>占有期間</b>  5年以内</p> <p><b>その他</b>  1、路線バス事業者、タクシー事業者、地方公共団体、町会・自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可することができる。  2、上屋設置に付随するゴミ箱は原則として認めない。ただし、歩行者等の通行の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、管理が万全に行われるものに限り許可することができる。なお、申請の際には、管理規定等を添付すること。  3、占用料の額については、富田林市道路占用料条例別表中の「法第32条第1項第4号に掲げる施設」の欄の「日よけその他これに類する施設」を適用し、上屋(ゴミ箱を設ける場合はそのゴミ箱を含む。)の水平投影面積により計算するものとする。</p>
<p><b>簡易型携帯電話システムに係る無線基地局(PHS無線基地局)</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  他の柱類、電話ボックス等への添架に限る。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、柱类等1柱につき、1基地局に限る。ただし、複数の事業者の基地局を1つの箱に収容した共用基地局とすることを妨げない。  2、看板等を添加しないこと。ただし、必要最小限の大きさで占有者名を表示すること。  3、色彩は、周囲の環境と調和するものであること。</p> <p><b>占有期間</b>  5年以内</p> <p><b>その他</b>  1、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。  2、占用料の額は、富田林市道路占用料条例別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の欄の「公衆電話所その他これに類するもの」を5割減額した額を適用する。</p>

法第32条第1項第2号に掲げる物件	
水管(水道管、工業用水道管)	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、歩車道の区別がある道路にあっては、可能な限り車道以外の部分の地下に埋設すること。</p> <p>2、歩車道の区別のない道路にあっては、極力路端寄りとすること。</p> <p>3、可能な限りガス供給管と同一側に埋設すること。</p> <p>4、道路の横断は可能な限り道路中心線と直交するよう埋設すること。</p> <p>5、水管の頂部と路面との距離は、舗装厚(路盤厚を含む)に0.3mを加算した距離、かつ0.6m以上とする。なお、歩車道の区別がある道路にあって歩道に埋設する場合は隣接する車道路面高さから0.6m以上とする。</p> <p>6、橋に取り付ける場合においては別途協議とする。なお、高欄、地覆への添架は認めない。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。</p> <p>2、上水道給水装置の止水弁、メーターボックス等は原則として道路に設けないこと。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>10年以内</p>
下水道管	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、下水道管の頂部と路面との距離は、舗装厚(路盤厚を含む)に0.3mを加算した距離、かつ0.6m以上とする。なお、歩車道の区別がある道路にあって歩道に埋設する場合は隣接する車道路面高さから0.6m以上とする。ただし外圧1種ヒューム管は1.0m以上とする。</p> <p>2、原則として橋への取付は認めない。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。</p> <p>2、下水道取付管の最終柵は原則として道路に設けないこと。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>10年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、街路樹のある道路においては、管内への樹根の侵入を防止する対策を講じること。</p>
ガス管	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、歩車道の区別がある道路にあっては、可能な限り車道以外の部分の地下に埋設すること。</p> <p>2、歩車道の区別のない道路にあっては、極力路端寄りとすること。</p> <p>3、可能な限り上水道給水管と同一側に埋設すること。</p> <p>4、道路の横断は可能な限り道路中心線と直交するよう埋設すること。</p> <p>5、ガス管の頂部と路面との距離は、舗装厚(路盤厚を含む)に0.3mを加算した距離、かつ0.6m以上とする。なお、歩車道の区別がある道路にあって歩道に埋設する場合は隣接する車道路面高さから0.6m以上とする。</p> <p>6、橋に取り付ける場合においては別途協議とする。なお、高欄、地覆への添架は認めない。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>10年以内</p>
地下電線類	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、管路の頂部と路面との距離は、舗装厚(路盤を含む)に0.3mを加算した距離、かつ0.6m以上とする。なお、歩車道の区別がある道路にあって歩道に埋設する場合は隣接する車道路面高さから0.6m以上とする。</p> <p>2、橋に取り付ける場合においては別途協議とする。なお、高欄、地覆への添架は認めない。</p> <p><b>占用の態様</b></p> <p>1、マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>電気事業法の適用を受けるもの及び第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものは10年以内、その他のものは5年以内</p>

その他の管類(排水管、水路等)	<p><b>占用の場所</b></p> <p>1、管路の頂部と路面との距離は、舗装厚(路盤を含む)に0.3mを加算した距離、かつ0.6m以上とする。なお、歩車道の区別がある道路にあって歩道に埋設する場合は隣接する車道路面高さから0.6m以上とする。ただし外圧1種ヒューム管は1.0m以上とする。</p> <p>2、構造上やむを得ず上記距離を確保できない場合は、別途協議すること。なお重圧管等を使用すること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>5年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、地方公共団体以外のもので管理する場合には、道路横断に限り許可できる。</p> <p>2、街路樹のある道路においては、管内への樹根の侵入を防止する対策を講じること。</p> <p>3、水路等と接続する場合は、別途水路管理者と協議し必要な手続きを行うこと。</p>
	法第32条第1項第3号に掲げる施設
鉄道	別途協議とする。
法第32条第1項第4号に掲げる施設	
アーケード	<p><b>占用の場所及び態様</b></p> <p>1、「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日付け建設省発住第5号)によること。</p> <p><b>占用期間</b></p> <p>5年以内</p> <p><b>その他</b></p> <p>1、アーケードとは、日除け又は雪除けのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。</p> <p>2、地方公共団体、商店会等での確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可することができる。</p>

法第32条第1項第5号に掲げる施設	
通路	<p><b>占用の場所</b> 1、原則として、法敷に設けること。 2、原則として、街角、横断歩道、踏切、バス停留所から5m以内に設けてはならない。</p> <p><b>占用の態様</b> 1、通路の幅員は、人の通行の用に供するものは2.0m以内とし、自動車の通行の用に供するものは4.0m以内とすること。ただし、大型車両の出入が予想されるもので、これにより難しいときは、車両の軌跡により、必要最小限の幅員とすることができる。 2、消防法等他の法令に出入口の幅員が規定されている場合は、その幅員とすることができる。 3、原則として、1施設につき1箇所に限る。 4、占用通路上に門扉等を設けないこと。</p> <p><b>占用期間</b> 5年以内</p> <p><b>その他</b> 1、道路への出入りのための通路は原則として占用料を免除する。 2、一般交通の用に供される可能性が高いものについては、法第24条に規定する承認工事として取り扱う。</p>
通路橋	<p><b>占用の場所</b> 原則として、街角、横断歩道、踏切、バス停留所から5m以内に設けてはならない。</p> <p><b>占用の態様</b> 1、通路橋の幅員は、人の通行の用に供するものは2.0m以内とし、自動車の通行の用に供するものは4.0m以内とすること。ただし、大型車両の出入が予想されるもので、これにより難しいときは、車両の軌跡により、必要最小限の幅員とすることができる。 2、消防法等他の法令に出入口の幅員が規定されている場合は、その幅員とすることができる。 3、原則として、1施設につき1箇所に限る。 4、原則として、既設の道路擁壁等を橋台として使用しないこと。</p> <p><b>占用期間</b> 5年以内</p> <p><b>その他</b> 1、一般交通の用に供される可能性が高いものについては、法第24条に規定する承認工事として取り扱う。 2、通路橋が水路を横断する場合には、別途水路管理者と協議すること。 3、道路敷内の側溝又は水路のみを横断する通路橋は原則として占用料を免除する。</p>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	
ゴミ置場	<p><b>占用の場所</b> 1、法敷、水路敷に設けること。</p> <p><b>占用の態様</b> 1、設置に際して道路を損傷しないものであり、簡易に除去できる構造であること。</p> <p><b>占用期間</b> 5年以内</p> <p><b>その他</b> 1、公共団体、町会・自治会が設けるものに限り許可する。</p>

道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	
添架看板	<p><b>占用の場所</b> 1、添架看板は、電柱等の柱類に添加するものとする。 2、添架看板は、次の各号に掲げる路線又は場所には設けてはならない。 駅前広場、歩行者専用道路、シンボルロード、コミュニティー道路。 その他景観に配慮した美装化道路。 警戒標識、規制標識及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10mの区域内、並びに信号機の前後それぞれ20mの区域内。 車道幅員5.5m以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10mの区域内。 その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所。 3、添架看板の相互間の距離は、道路1側につき20m以上とすること。</p> <p><b>占用の態様</b> 1、添架看板は、道路利用者を適切に誘導する等、公衆に貢献するものでなければならず、単なる商品、店舗広告であってはならない。 2、添架看板は張出看板を原則とし、期間を限定した一時利用の場合のみ、巻付け看板も可能とする。 3、添架看板は柱類1柱につき張出看板1面、巻付け看板2面に限るものとする。 4、添加看板の掲出方向は、民有地側とする。ただし、民有地側に余地のない場合はこの限りではない。 5、デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮したものであること。また構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはならない。 6、柱類に直接貼付又は塗装したものであってはならない。 7、添架看板の規格及び設置方法は屋外広告物法関係法令によること。 8、添加看板には必要最小限の大きさで占用者名を表示すること。</p> <p><b>占用期間</b> 張出看板は5年以内、巻付け看板は1年以内の必要期間</p> <p><b>その他</b> 1、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。 2、次の添加看板については、この基準を適用しない。 法令の規定により設置されるもの。 国又は地方公共団体又は町会等の地縁団体が公共的目的及び交通安全のために設置するもの。 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。 3、屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 4、柱類に取付けられた不当な貼紙、看板、のぼり等の除去に努めること。 5、占用料の額は、富田林市道路占用料条例別表中の「道路法施行令第7条第1号に掲げる物件」の欄の「看板その他これに類するもの」を適用する。</p>

<p><b>突出看板</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、 占有者の営業所、事業所又は作業所の間口を越えない範囲に限る。  2、 突出看板の最下部と路面との距離は 4.7m以上とする。ただし、歩道上においては 2.5m以上とすることができる。  3、 出幅を 1.0m以下とする。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、 一つの営業所又は事業所若しくは作業所につき 1個以内に限る。なお、広告物を表示した日除け又は上屋がある場合は 1個の突出看板があるものとみなす。  2、 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮したものであること。  3、 構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはならない。  4、 突出看板は動きを禁止する。</p> <p><b>占用期間</b>  5 年以内</p> <p><b>その他</b>  1、 沿道で営業又は事業を行う者が、自己の営業所、事業所又は作業所に添架する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは製作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示する突出看板に限ること。  2、 屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。  3、 占用料の額は、富田林市道路占用料条例別表中の「道路法施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件」の欄の「看板その他これに類するもの」を適用する。</p>
<p><b>バス停標識</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、原則として、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあっては路端、歩車道の区別がある道路は歩道上(歩車道境界部に植樹帯がある場合は植樹帯)に設けることができる。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、路端においては、標識板は道路に平行して設けること。  2、歩道において、標識板を道路に平行せずに設けるときは、標識板の最下部と路面との距離は 2.5m以上とすること。  3、停留所名、運行時刻表等必要事項の表示標識以外の看板等は添架しないこと。  4、必要最小限の大きさを表示すること。</p> <p><b>占用期間</b>  5 年以内</p> <p><b>その他</b>  1、道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の経営免許を受けた事業者が設けるバス停留所で、民有地を利用できない場合にのみ許可することができる。  2、2つ以上のバス事業者が同一場所において停留所標識を設置する場合には、相互に協議し共同化すること。</p>
<p><b>消防水利標識</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、消防水利(消火栓、防火水槽等)から 5m以内に設けること。  2、原則として、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあっては路端、歩車道の区別がある道路は歩道上(歩車道境界部に植樹帯がある場合は植樹帯)に設けることができる。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、消防水利標識の最下部と路面との距離は 4.7m以上とすること。ただし、歩道上においては 2.5m以上とすることができる。  2、標識の規格及び図案は、「消防水利の統一標識について」(昭和 45 年 10 月 3 日建設省消路政発第 31 号)によるものに限る。  3、看板類を添架しないこと。ただし、必要最小限の大きさを表示すること。</p> <p><b>占用期間</b>  5 年以内</p> <p><b>その他</b>  1、富田林市消防署長が必要と認めるものに限り許可することができる。</p>

<p><b>駐車場案内標示板</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、原則として、他の柱類への添架に限る。  2、駐車場の入口から 100m以内の左側手前に設けること。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、駐車場案内標示板の最下部と路面との距離は 4.7m以上とする。ただし、歩道上においては 2.5m以上とすることができる。</p> <p><b>占用期間</b>  5 年以内</p> <p><b>その他</b>  1、この基準における駐車場とは、駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で、公共の用に供する面積が原則として 500 m<sup>2</sup>以上のものとする。  2、占有者は、国、地方公共団体及びこれに準ずるものに限る。  3、申請に際しては、電柱、電話柱の所有者との添架契約書等の写しと所轄警察署長の意見書を添付すること。</p>
<p><b>その他の標識</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、原則として、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあっては路端、歩車道の区別がある道路は歩道上(歩車道境界部に植樹帯がある場合は植樹帯)に設けることができる。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、標識の最下部と路面との距離は 4.7m以上とする。ただし、歩道上においては、2.5m以上とすることができる。  2、標識板の大きさは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定する標識に準ずること。  3、看板等を添架しないこと。ただし、必要最小限の大きさを表示すること。</p> <p><b>占用期間</b>  5 年以内</p> <p><b>その他</b>  1、国、地方公共団体等が公共的目的をもって設けるものに限り許可することができる。</p>
<p><b>旗ざお</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、原則として、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあっては路端、歩車道の区別がある道路は歩道上(歩車道境界部に植樹帯がある場合は植樹帯)に設けることができる。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、旗の大きさは、原則として縦 2.0m、横 1.0m以内とすること。  2、デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮したものであること。  3、構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはならない。</p> <p><b>占用期間</b>  3ヶ月以内の必要最小限の期間に限り許可し、継続占有は認めない。</p> <p><b>その他</b>  1、公的な催物等のために期間を限定し設けるものに限り許可することができる。  2、屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。  3、催物等の終了後はすみやかに旗ざお等を撤去すること。</p>
<p><b>横断幕</b></p>	<p><b>占用の場所</b>  1、横断幕の最下部と路面との距離は 5.0m以上とすること。</p> <p><b>占用の態様</b>  1、単独支柱の設置は認めない。  2、構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはならない。</p> <p><b>占用期間</b>  1年以内の必要最小限の期間に限る。</p> <p><b>その他</b>  1、国、地方公共団体等が公共的目的をもって設けるもの、又は町会・自治会等が地域行事に際して設けるものに限り許可することができる。</p>

令第7条第1項第2号に掲げる物件	
<b>建築作業用工作物 (工事用板 囲、足場、 掛出し、跨 道構台、落 下防止施 設等)</b>	占用の場所 1、原則として、法敷又は設置後も 2.0mの平坦有効歩道幅員が確保できる歩道上に設けること。
	占用の態様 1、道路(法敷を除く。)への出幅は、路面に接して設ける場合は、0.6m以内とすること。路面に接しないで設ける場合は、落下防止施設については危険防止上必要最小限の幅とし、その他の工作物については、1.2m以内とすること。この場合、工作物の最下部と路面との距離は2.5m以上とすること。ただし、やむを得ず車道上に設ける場合は4.7m以上とすること。 2、看板等を添架しないこと。ただし、法令の定め等により掲出する表示及び施工主、請負業者名等の表示はこの限りではない。 3、安全標示施設を取り付けること。また落下防止施設には、必要に応じて照明施設を設けること。
	占用期間 必要最小限の期間に限る。
令第7条第1項第5号に掲げる施設	
<b>仮設建築物</b>	別途協議とする。
令第7条第1項第6号に掲げる施設	
<b>トンネルの上 に設ける 物件</b>	別途協議とする